保護者 各位

都城市立庄内中学校 校 長 谷口 千尋

臨時休業期間中に生徒が外出して運動を行うことやそれに伴う校庭開放について(お知らせ)

このことについて、文部科学省や県・市教育委員会からの通知を受け、下記のとおりお知らせいたします。

臨時休業が長期間となり、お子様の学習・生活面だけでなく、健康・安全面などにおいても不安を感じられることと推察いたしますが、国・県をあげての感染拡大防止対策という趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間中に生徒が外出して運動を行うことについて

- 生徒の健康保持の観点から、生徒の運動不足やストレスを解消・軽減するために運動の機会を確保することは大切である。
 - → したがって、安全な環境の下で行われる日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳 びなど)を家庭の判断で行うことは一律に否定しない。
 - → <u>ただし、一度に大人数が集まって、人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を</u> 防止するために十分な配慮が必要である。

〈参考〉部活動は、今後も引き続き中止とします。また、春休み中も活動中止とします。 ※運動不足の状況を解消するための運動メニューが掲載されたサイトも紹介しておきます。各個人での運動に活用してみてください。

【公益財団法人日本レクリエーション協会】子供の体力向上ホームページ

<u>やってみよう運動遊び(https://www.recreation.or.jp/kodomo/play/play_list.php</u>)

【スポーツ庁】My スポーツメニュー

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200122-spt_sseisaku01-000002649_1.pdf

2 本校における校庭の開放について

(1) 開放期間

3月23日(月)から3月26日(木)まで及び4月2日(木) ただし、土日は除く。

(2) 開放時間

10:00~11:30 13:30~15:00 ただし、利用1回あたり60分を上限とする。また、雨天時は制限する。

- (3) その他
 - 校庭の使用を希望する際は、利用時間の30分を目処に生徒本人または保護者から、学校に電話で申請してください。(※生徒本人が申請する場合には、各自保護者の承諾を事前にとっておいてください。)

なお、申込方法等の詳細については、申込受付時に説明します。

- 学校への行き帰りは、交通安全に十分気をつけてください。自転車を利用する際 はヘルメットを必ず着用してください。
- 体育館の開放やボール等の貸出は行いません。
- 校庭使用の際には、体育着、または学校指定のジャージを着用してください。
- 開放時間中において、校庭での運動中に発生したけが等には、日本スポーツ振興 センター災害共済給付対象となります。ただし、学校への行き帰りのケガ等につい ては、通常の通学方法と異なる場合には対象外となりますことを予めご了解ください。
 - ※ ご不明なことやお困りのこと、相談したいことなどがありましたら、学校に連絡をください。